

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書 【高齢福祉分野（施設系入所サービス）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	特別養護老人ホーム 松屋茶論	
運営法人名称	社会福祉法人 三篠会	
福祉サービスの種別	特別養護老人ホーム	
代表者氏名	酒井 亮介（理事長） 藪野 博之（施設長）	
定員（利用人数）	100 名 ★予約で120名含む	
事業所所在地	〒 590-0902 堺市堺区松屋大和川通一丁13番1	
電話番号	072 - 227 - 8220	
F A X 番号	072 - 227 - 8240	
ホームページアドレス	http://www.misasakai.or.jp/shisetsu/matsuyasalon.php	
電子メールアドレス	matsuyasalon@misasakai.or.jp	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
職員・従業員数※	正規 57 名	非正規 27 名
専門職員※	社会福祉士1名、介護福祉士23名、 介護支援専門員1名、理学療法士1名、 医師1名、看護師6名、管理栄養士1名、 介護職員初任者研修修了者9名	
施設・設備の概要※	[居室] 個室100室	
	[設備等] 食堂10、浴室10、調理室1、更衣室2、医務室1	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	平成 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	
---------------------	--

【理念・基本方針】

■法人理念

「歩・実・心（あゆみのこころ）」

私たちのあゆみ

ありのままを見つめ、声なき願いを想い、そして、今を踏みだす。

私たちの実践

今日までを見つめ、未来を想い、そして、今を営む。

私たちのこころ

自らを見つめ、生かされてきた日々を想い、だから、今を生きる。

■松屋茶論のキャッチフレーズ

あっ、何かいい。今そんな「Happiness（幸せ）」がココにあります。

【施設・事業所の特徴的な取組】

①持ち上げない、抱え上げない介護の実践。

委員会を立ち上げ、職員が率先して勉強会を実施している。

②その人らしい暮らしを実現させるため、大人の空間をイメージした調度類を配し、アイストップを意識するなど施設っぽい空間からの脱却を図っている。あわせて、法人として福祉のイメージを変える制服を作製、着用している。

③地域の子ども会との交流、いきいきサロンの実施、災害時の避難場所の提供など、地域との関わりを持った施設運営を行う。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年12月4日～平成31年3月18日
評価決定年月日	平成31年3月18日
評価調査者（役割）	0401A128（運営管理委員） 1501A027（専門職委員） 0801A019（専門職委員） （ ） （ ）

◆評価機関総合コメント

特別養護老人ホーム松屋茶論は、平成27年4月に全室個室のユニット型特別養護老人ホームとして開設しました。4階建て建物に、定員80名、ショートステイ20名の施設で、診療所を併設しています。堺市と大阪市を境に流れる大和川の河口に位置し、遠くには日本一の高層ビル「あべのハルカス」を眺めることのできるロケーションにあります。

施設の名前「松屋茶論」には、日本人にとって和みの象徴である、お茶を囲んで語り合う、人と人とが語り合う空間になるようにとの思いが込められています。職員は、「あっ何かいい」と感じてもらえること、その瞬間に生まれるちいさな幸せを積み重ねてもらえる日々の支援を実践しています。

職員の制服は、介護福祉ワークもサービス業ととらえ、脱ジャージのオリジナルユニホームです。

持ち上げない・抱え上げない介護の「ノーリフティングケア」の取り組みは施設の特徴です。ノーリフティングケアの考えの基本は利用者一人ひとりの尊厳への配慮である、この考えが現場に浸透しています。

開設4年目に入り、第三者評価の受審を、振り返り・気づきの機会とし、施設長以下、施設全体で、サービス改善・向上に活かそうと、積極的に取り組んでいます。

(注)判断基準「abc」について、(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。即ち、(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

■職員資格取得への取り組み

介護に関する資格取得に対する取り組みとして、養成事業者と提携、養成事業者が施設内での教室開講を行い、一般からの受講と施設職員の受講が可能となっており、職員の資格取得に向けての取り組みをしています。

■福祉サービス向上に取り組む姿勢

職員からの提言によるサービス向上に向けた検討委員会等の設置については、常に受け入れる姿勢で管理者は対応しています。

■部門間を横断した職員の連携

福祉サービスの課題等の検討にあたり、当該サービス担当以外からの助言など受け入れて改善するなど、互いに尊重し合う姿勢があります。

◆改善を求められる点

■事業運営の透明性の確保

事業計画について、利用者、家族等へ周知する仕組みの検討が望まれます。また相談・苦情の内容・改善策について、申し出者に配慮した公表が望まれます。

■研修体制の工夫

各種研修の実施は、各委員会等で学び合い、委員会出席者が各ユニットで伝達するシステムになっていますが、実施状況が確認できません。全職員に研修内容が周知できる仕組みを検討し実施することが望まれます。

■情報の共有化

各フロアでの課題やアクシデントについて、検討、対策をしています。同一フロアでの情報の共有はありますが、他の階への情報を共有する仕組みが望まれます。

■マニュアルの整備

現在提供している福祉サービスの標準的な実施方法を文書化し、職員の違い等による差異を極力少なくし、一定の水準、内容を実現することが求められます。